

安全保障理事会決議 2009 (2011)

2011 年 9 月 16 日、安全保障理事会第 6620 回会合にて採択

安全保障理事会は、

リビアの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する 1674 (2006) および 1894 (2009)、武力紛争下の子どもに関する 1612 (2006)、1882 (2009)、1998 (2011) 並びに女性、平和および安全に関する 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) 並びに 1960 (2010) の安保理の従前の諸決議を再確認し、

リビアにおける状況を国際刑事裁判所の検察官に付託する安保理の決定および人権侵害並びに国際人道法違反または一般住民を目標とした攻撃の荷担に対し責任を有する者が責任を問われることを確実にするための協力の重要性を想起し

違法な殺人、文民に対する他の暴力の使用に関する違反、若しくは恣意的な逮捕および拘留とりわけアフリカの移住者および少数者コミュニティの構成員に対するものを含む、適用可能な人権法および国際人道法のあらゆる違反を強く非難し、

とりわけ女性および少女に対する性的暴力、および適用可能な国際法に違反して武力紛争の状況における子どもの勧誘と使用もまた強く非難し、

難民および国内避難民の自発的且つ持続的な帰還が、リビアにおける平和の定着にとって決定的な要素であろうことを考慮し、

国家の主體的取組および国家の責任が、持続的な平和およびその優先事項と紛争後の平和構築のための戦略を特定する国家当局の主要な責任を確立することによって重要であることを強調し、

2011 年 9 月 7 日の事務総長の書簡 (S/2011/542) を想起しまたリビア当局の要請で、事務総長特別代表により指導されることになっている、初期展開の要員を派遣する彼の意図を歓迎し、

リビア暫定国民評議会首相マームード・ジブリール博士発事務総長宛 2011 年 9 月 14 日書簡に留意し、

事務総長リビア特使、アブドゥル・イラー・モハメド・アル・ハティーブ氏に対し、リビアにおける持続的且つ平和的解決を見いだすための彼の努力について、安保理の感謝の念を表明し、

民主的で、独立した且つ統一されたリビアを確立することを目的としたリビア人主導の移行および再建プロセスを支援する国際社会の取組を国連が主導すべきことを再確認し、これに関連して、事務総長の 8 月 26 日の地域機構のハイレベル会合および 9 月 1 日のパリ会議の貢献を歓迎し、また、アフリカ

連合、アラブ連盟、ヨーロッパ連合およびイスラム協力機構の取組も歓迎し、

リビアにおける武器の拡散と地域的平和と安全に関するその潜在的影響に懸念を表明し、

2011年2月26日の1970(2011)と2011年3月17日の1973(2011)の安保理決議を想起し、

決議1970(2011)と1973(2011)に従った資産凍結が、可及的速やかに、リビア国民に対してまたリビア国民の利益のために利用可能とされることを確実にする安保理の決意を想起し、これに関連して、決議1970(2011)に従って設立された委員会と加盟国により講じられた措置を歓迎し、また、リビア国民の必要と希望に一致した透明且つ責任あるやり方でこれらの資産を利用可能とすることの重要性を強調し、

国際連合憲章の下での国際的平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任に注意し、

国際連合憲章第7章にもとづいて、且つ国連憲章第41条の下での措置を講じつつ、行動して、

1. リビアにおける発展に留意し、その改善された状況を歓迎しまたリビアにおける安定を期待する。
2. リビアの包括的、代表暫定政府の設立を期待し、民主主義、良い統治、法の支配および人権尊重に対する約束により支えられるべき暫定期間の必要性を強調する。
3. 紛争後の段階における政治的過程に関連した討議に、女性と少数者コミュニティの平等且つ完全な参加を促進することの重要性を強調する。
4. 統一、国民和解および正義を呼びかけている暫定国民評議会の声明および恣意的拘留を含む報復を自制するためのリビア人の全ての信念と背景に対する暫定国民評議会の呼びかけを歓迎する。
5. 暫定国民評議会が、以下のことについて、その計画を実施することを奨励する。
 - (a) リビアの全住民を保護すること、政府のサービスを回復すること、およびリビアの基金を公開且つ透明に充当すること。
 - (b) 更なる人権侵害および国際人道法違反を防止し刑事責任の免除を終わらせること。
 - (c) 自由且つ公正な選挙の構成と実施に関する合意を目的として協議的で包括的な政治過程を確保すること。
 - (d) リビアにおける外国国民、とりわけ脅迫され、虐待されそして／若しくは拘留されてきた者の安全を確保すること。および
 - (e) 携帯式地对空ミサイル、小型武器の拡散を防止し、リビアの武器管理および国際法の下での非拡散義務に合致すること。
6. 移住労働者に対するものを含む、報復行為を避ける国民暫定評議会の呼びかけに留意する。

7. リビア当局に対し、脆弱な集団に属する人々の人権を含む、人権を促進し保護すること、国際人道法および国際人権法を含む、国際法の下でのその義務を遵守することを求め、また性的暴力を含む違反に対して責任を有する者が、国際的標準に従って責任を問われるべきことを求める。
8. リビア当局に対し、1961年の外交関係に関するウィーン条約に従って外交要員および使節の保護を確保することを強く促す。
9. リビア国民の目標を達成するために彼らを支援する安保理の決意を表明した全ての加盟国に対し、適切な場合には、リビア国民を支援することを促す。
10. 全ての加盟国に対し、リビアの国際的な義務に従って刑事責任の免除を終わらせるその取組にリビア当局と緊密に協力することを促す。
11. リビア当局に対し、国際連合憲章に規定された義務を含む、国際法に従ったリビアの国際的義務を遵守することを求め、またリビア当局に対し、このおよび他の関連決議に従った現存する約定および義務並びにかかる約定および義務に適用される法を守ることを更に求める。

国連の職務権限

12. 初動期間3か月で事務総長特別代表の指導力の下で、国際連合リビア支援使節団(UNSMIL)を設立することを決定し、また UNSMIL の職務権限は、リビア国民の以下についての取組を援助し且つ支援するものとするを更に決定する。
 - (a) 公共の安全および秩序を回復した法の支配を促進すること。
 - (b) 包括的な政治的対話を行い、国民和解を促進した憲法作成と選挙プロセスを始めること。
 - (c) 明らかになる説明責任制度と公共サービスの回復を強化することを含む、国の権限を拡大すること。
 - (d) 人権、とりわけ脆弱な集団に属する者に対するものを促進し且つ保護することおよび移行期司法を支援すること。
 - (e) 初期の経済回復のために要求される迅速な措置を講じること。および
 - (f) 適切な場合には、他の多数の関係者および両関係者から要請されるであろう支援を調整すること。

武器禁輸

13. 決議 1970 (2011) の第9項により課せられた措置は、以下についての、リビアへの供給、販売または移転にも適用されないものとするを決定する。
 - (a) リビア当局に対する治安および武装解除援助のためにのみ意図されまた、事前に委員会に通知されまたそのような通知から5作業日以内に委員会によって否定的な決定がなされない、技術的援助、訓練、財政的およびその他の援助を含む、あらゆる型の武器および関連物資。
 - (b) 国際連合要員、メディアの代表者および人道並びに開発職員および関連要員のみの使用のため

にリビアに一時的に輸出され、事前に委員会に通知されまたそのような通知から5作業日以内に委員会によって否定的な決定がなされない、小型武器および関連物資。

資産凍結

14. リビア国営石油公社 (LNOC) およびズウェイティーナ石油会社は、決議 1970 (2011) の第 17、19、20 および 21 項並びに決議 1973 (2011) の第 19 項で課された資産凍結および他の措置にもはや従わないものとするを決定する。

15. リビア中央銀行、リビアアラブ外国銀行 (LAFB)、リビア投資庁 (LIA) およびリビア・アフリカ投資ポートフォリオ (LAIP) に関して、次のように決議 1970 (2011) の第 17、19、20 および 21 項並びに決議 1973 (2011) の第 19 項で課された措置を修正することを決定する。

(a) 決議 1970 (2011) の第 17 項または決議 1973 (2011) の第 19 項で課された措置に従って本決議の時点で凍結されている上記本項において言及された組織のリビア外の基金、他の金融資産および経済資源は、決議 1970 の第 19、20 または 21 項もしくは以下の第 16 項に規定された例外に合致しない限り、国家により凍結されたままとする。

(b) (a) に規定しているものを除き、リビア中央銀行、LAFB、LIA および LAIP は、国家が何らかの基金、金融資産または経済資源を、その国民がまたは自国領域内にある個人若しくは団体がこれらの団体の利益に対してまたはそのために利用することの防止を確実にすることをもはや要求されないことを含む、決議 1970 (2011) の第 17 項で課される措置に他の点ではもはや従わないものとする。

16. 決議 1970 (2011) の第 19 項の規定に加えて、上記第 15 項および決議 1973 (2011) の第 19 項で修正された同決議の第 17 項により課された措置は、以下の事を条件として、リビア中央銀行、LAFB、LIA および LAIP の基金、他の金融資産または経済資源に適用されない。

(a) 加盟国が、以下の目的の 1 つまたはそれ以上のために、基金、他の金融資産または経済資源への利用権を承認するその意図を委員会に通知し、そのような通知から 5 作業日以内に委員会の否定的決定がないこと。

(i) 人道的必要

(ii) 文民の厳格な使用のための燃料、電力および水

(iii) 炭化水素のリビアの生産および販売の再開

(iv) 文民政府および文民の公的社会資本の制度の設立、運営または強化

(v) リビアとの国際貿易を支援または促進する事を含む、銀行業部門の活動の再開を促進すること

(b) 加盟国が、それらの基金、他の金融資産または経済資源が、決議 1970 (2011) の第 17 項または決議 1973 (2011) の第 19 項で課された措置に従う個人の利益に対してまたはそのために利用されないことを委員会に通知したこと。

(c) 加盟国が、かかる基金、他の金融資産または経済資源の使用についてリビア当局と事前に協議したこと。

(d) 加盟国が、本項に従って提出される通知をリビア当局と共有し、また、リビア当局がかかる基金、その他の金融資産または経済資源の解放に対して 5 作業日以内に反対していないこと。

17. 国家に対し、リビア当局にとってまだ残っている課題に照らして、上記第 16 項に従って行動する時監視することおよび透明性を促進し悪用を防止するために国際的な金融制度に使用に対ししかるべき考慮を払うことを求める。
18. 国際通貨基金および世界銀行に対して、リビアの公的財政運営制度の評価に関し、リビア当局と協働することを要請する。そしてそれは、LIA、LNOC、LAFB、LAIP およびリビア中央銀行を含むリビア政府機関によって行われる基金について透明性および説明責任制度を確保するためリビアにより講じられる措置を勧告することになる。また、委員会が、その評価の結果を知らされることをさらに要請する。
19. 委員会に対し、リビア当局と協議して、リビア中央銀行、LAFB、LIA および LAIP に関し、決議 1970 (2011) 並びに 1973 (2011) により課された措置で残っているものを継続的に再検討することを指示し、また委員会が、リビア当局と協議して、資産がリビアの人民に対してまたはそのために利用可能となることを確実にすることが実行され次第、これらの団体の指定を解くものとすることを決定する。

飛行禁止空域および飛行禁止令

20. リビアに於ける改善された状況に留意し、継続的検討の下決議 1973 (2011) の第 6 から 12 項により課された指定を継続する安保理の意図を強調し、また、適切な場合および状況が許す場合には、これらの措置を解きまたリビア当局と協議して、決議 1973 (2011) の第 4 項で加盟国に対して与えた承認を終了する安保理の用意があることを強調する。
21. 決議 1973 (2011) 第 17 項の措置は、本決議の日より効力を停止するものとすることを決定する。

協力および報告

22. 事務総長に対して、採択から 14 日後に、そしてその後毎月若しくは彼が適切と判断する時にはより頻繁に、本決議の履行について報告することを要請する。
23. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。